

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第13回）会議録

- 1 開催日時  
平成27年4月18日（土）  
開会 午前 9時30分  
閉会 午前10時10分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 203会議室
- 3 出席委員  
委員長 水野紀彦  
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一
- 7 議題  
第60号議案 選挙人名簿の登録について  
第61号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第62号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について  
第63号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について  
第64号議案 投票立会人の選任について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第13回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、尾張旭市議会議員一般選挙関係の議案5件でございます。 御審議の程、よろしく申し上げます。 それでは、委員長お願いいたします。
-----	---

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録につきましては、本日配付されましたが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第60号議案「選挙人名簿の登録について」、第61号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第60号議案、第61号議案を一括してご説明いたします。</p> <p>初めに第60号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第2項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>次に第61号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p>

従いまして、今回の登録は平成27年4月18日を登録基準日及び登録日としまして、平成27年4月2日の選挙時登録以降の該当者について、選挙人名簿の登録と抹消を別冊のとおり行うものでございます。

第60号議案を一枚はねていただきますと、資料を添付してございます。被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民で、住所要件としてその者の住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

すなわち、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成7年4月14日から平成7年4月27日までの出生者、住所要件が平成27年1月3日から平成27年1月18日までの転入者ということになります。

次に第61号議案の2枚目の資料をご覧ください。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている方が死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が選挙人名簿から抹消する事由となっております。

すなわち今回登録を抹消される方は、平成27年4月12日から平成27年4月17日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成26年12月12日から平成26年12月17日までの市外への転出者でございます。

次に本日配布しました選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。参考までに、投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、各自ご覧いただければと思います。

第60号議案及び第61号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので確認をお願いします。

	(名簿確認)
委員長	では、第60号議案及び第61号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第60号議案及び第61号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第60号議案及び第61号議案は可決されました。 続きまして、第62号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局から説明願います。
事務局	第62号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転

	<p>出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、本日第61号議案で登録を抹消した方は、基準日が4月18日であり、12月11日から12月17日までの転出者でございます。これから選挙期間中に、12月18日から12月25日までに転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第62号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第62号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第62号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第62号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第63号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第63号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を次の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は、全員市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者も市の職員を充ててございます。今回は市議選であるため、全員市内の在住者でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第63号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>市内在住の職員が少ないのではないですか。</p>
<p>書記長</p>	<p>採用が試験結果であることから、結果として市内在住者と市外在住者が半々ぐらいとなっております。</p>

委員	市議選となると、投票管理者になれるのは、当該市の選挙人名簿に登録されている者というのが絶対条件となるため、困ることも出てくるでしょう。
委員	投票所の従事者配置人数は決まっているのですか。
書記長	特に決まっておりません。 今回の市議選においては、投票管理者を含め9人の従事者を配置する予定です。
委員長	他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第63号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第63号議案は可決されました。 続きまして、第64号議案「投票立会人の選任について」、事務局から説明願います。
事務局	第64号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。

	<p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、次の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の交代制として午後1時30分に交代することとしていますので、全部で88名の方に投票の立会いをお願いすることになります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第64号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第64号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第64号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題については、一旦これで中断いたしますが、事務局から何かありますか。</p>

事務局	<p>○ 次回日程確認</p> <p>&lt;立候補受付&gt;</p> <p>平成27年4月19日(日)午前8時30分～午後5時</p> <p>於：市役所3階講堂</p> <p>&lt;氏名等掲示掲載順序を定めるくじ&gt;</p> <p>平成27年4月19日(日)午後5時30分から</p> <p>於：市役所3階講堂1</p> <p>&lt;選挙公報の掲載順序を定めるくじ&gt;</p> <p>平成27年4月19日(日)午後5時45分から</p> <p>於：市役所3階講堂1</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>